

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。						
区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
公共下水道事業 事業計画	観音寺市生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 公共下水道事業		大野原町生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 特定環境保全公共下水道事業		豊浜町生活排水処理構想整備計画(平成13年度策定) 特定環境保全公共下水道事業		
	着手年度	昭和47年度	着手年度	—	着手年度	—	
	全体計画面積(ha)	1,087	全体計画面積(ha)	184.4	全体計画面積(ha)	157.0	
	認可計画面積(ha)	509	認可計画面積(ha)	—	認可計画面積(ha)	—	
	全体計画人口(人)	35,000	全体計画人口(人)	6,200	全体計画人口(人)	4,300	
	認可計画人口(人)	17,850	認可計画人口(人)	—	認可計画人口(人)	—	
	行政人口(人)	44,830	行政人口(人)	—	行政人口(人)	—	
	処理区域内人口(人)	10,753	処理区域内人口(人)	—	処理区域内人口(人)	—	
	普及率(%)	24.0	普及率(%)	—	普及率(%)	—	
	水洗化人口(人)	8,108	水洗化人口(人)	—	水洗化人口(人)	—	
	行政人口に対する水洗化率(%)	18.1	行政人口に対する水洗化率(%)	—	行政人口に対する水洗化率(%)	—	
	処理人口に対する水洗化率(%)	75.4	処理人口に対する水洗化率(%)	—	処理人口に対する水洗化率(%)	—	
	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	245.927	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	—	汚水(合流+分流汚水)整備区域面積(ha)	—	
	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	175.352	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	—	雨水(合流+分流雨水)整備区域面積(ha)	—	
	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	245.927	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	—	汚水(合流+分流汚水)処理区域面積(ha)	—	
	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	149.842	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	—	雨水(合流+分流雨水)処理区域面積(ha)	—	
	汚水面整備率(%)	48.3	汚水面整備率(%)	—	汚水面整備率(%)	—	
	合流管布設延長(m)	33,919.69	合流管布設延長(m)	—	合流管布設延長(m)	—	
	分流污水管布設延長(m)	27,442.27	分流污水管布設延長(m)	—	分流污水管布設延長(m)	—	
	分流雨水管布設延長(m)	7,138.62	分流雨水管布設延長(m)	—	分流雨水管布設延長(m)	—	

調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。						
---------	--	--	--	--	--	--	--

区分	観音寺市		大野原町		豊浜町		
----	------	--	------	--	-----	--	--

全体計画概	計画目標年次		平成27年				
	計画区域	汚水	1,087ha				
		雨水	894ha				
	計画処理人口		35,000人				
	1人 当たり 汚水量	1日平均	440ℓ/人日				
		1日最大	560ℓ/人日				
		時間最大	790ℓ/人日				
	計画 汚水 水量	日平均		18,510m ³ /日			
		日最大	家庭	19,570m ³ /日			
			工場	3,000m ³ /日			
			計	22,570m ³ /日			
		時間最大		33,760m ³ /日			
	処 理 場	位置		瀬戸町四丁目			
		敷地面積		36,800m ²			
		処理方式		標準活性汚泥法			
		日最大 処理能 力	晴天時	22,600m ³ /日			
			雨天時	41,200m ³ /日			
		流入水質		BOD 240mg/ℓ SS 200mg/ℓ			
		放流水質		BOD 15mg/ℓ SS 20mg/ℓ			
	放流先		燧灘東部海域				
環境基準		A・口					
雨水計画	確立年		7年				
	算定式		合理式				
	流出係数		0.4 ~ 0.5				

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて		担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	1 生活排水処理構想整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において策定する。							
区分	観音寺市			大野原町		豊浜町		
終末処理場	下水浄化センター							
	供用開始	昭和54年4月						
	敷地面積	36,800 m ²						
	排除方式	分流式(一部合流)						
	放流先	燧灘東部海域						
	処理方法	下水 標準活性汚泥法						
		汚水 濃縮 嫌気性消化 機械脱水 処分						
	処理能力	日最大処理能力 13,000m ³ /日 晴天時 雨天時 13,000m ³ /日 30,100m ³ /日						
ポンプ場	名称	敷地面積	稼動年月	排除方式				
	第1ポンプ場	5,500m ²	昭和50年10月	合流				
	第2ポンプ場	4,600m ²	平成8年4月	分流				
処理区域面積								
	汚水	509ha (合流地区 117ha含む)						
	雨水	509ha (合流地区 117ha含む)						

調整方針(案) 2 公共下水道使用料等については、合併時に統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

受益者負担金	現在は徴収していない。				—	—	
使用料	(消費税を含む)				—	—	
	区分	基本料金 (1か月につき)		超過料金 (1立方メートルにつき)			
		汚水量	使用料	汚水量			使用料
				11立方メートルから			147円
				20立方メートルまで			
		10立方メートルまで	1,155円	21立方メートルから			168円
				30立方メートルまで			
	一般汚水			31立方メートルから			189円
				50立方メートルまで			
		(ただし、5立方メートル	(840円)	51立方メートルから			210円
		まで)		100立方メートルまで			
				101立方メートル以上			236.25円
公衆浴場 汚水	200立方メートルまで	6,090円	201立方メートル以上	39.9円			
1円未満切捨て							

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給	<p>観音寺市水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給に関する規則(抜粋)</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 処理区域内に建築物を有する者が、当該便所を水洗式に改造又は既設の浄化槽を廃止して公共下水道へ接続すること等に要する資金の融資のあっ旋及びその融資を行う取扱い金融機関への利子補給について必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(融資あっ旋の対象及び資格)</p> <p>第3条 改造資金の融資のあっ旋は、次の要件を備えているものでなければ受けることはできない。</p> <p>(1) 建築物の所有者又は改造工事について当該建築物の所有者の同意を得た使用者であること。</p> <p>(2) 改造資金の償還について十分な支払い能力を有すること。</p> <p>(3) 市税、下水道事業受益者負担金及び下水道使用料等を完納していること。</p> <p>(4) 自己資金のみでは工事費を一時的に負担することが困難であること。</p> <p>(5) 下水道処理開始の日から3年以内に行う改造工事であること。ただし、この期間内に改造することができなかったことについて相当な理由が認められるときはこの限りでない。</p> <p>(6) 市長が適当と認める連帯保証人を有すること。</p> <p>(融資あっ旋の額)</p> <p>第4条 改造資金の融資あっ旋額は、改造工事1件につき10万円以上50万円までの間で、市長が認定した金額とする。</p> <p>2 前項の改造工事1件とは、1戸につき1個の便槽を改造することをいう。</p> <p>(融資の条件)</p> <p>第5条 改造資金の融資条件は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 融資金は、無利子とする。ただし、延滞利息は、融資を受けた者の負担とする。</p> <p>(2) 償還は、融資を受けた日の属する月の翌月からとし、償還額は、改造工事1件につき毎月12,500円とする。この場合12,500円未満の端数が生じたときは、第1回分の償還金に加算するものとする。ただし、約定償還日前において繰上償還することができる。</p>	—	—				

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
調整方針(案)	3 水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給制度については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
	<p>(3) 遅延利息その他の融資条件の変更については、市長と取扱い金融機関が協議の上定めるものとする。</p> <p>(利子補給)</p> <p>第6条 市長は改造資金の融資をした取扱金融機関に対し、予算の範囲内において、約定償還日(繰上償還があった場合は当該償還日)までの間の利子の全額を補給する。</p> <p>2 前項の利子補給の利率及び補給方式等は、毎年度当初市長と取扱金融機関において協議の上定める。</p>	_____	_____				

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町			豊浜町		
農業集落排水施設整備事業	_____	地区名	田野々地区	地区名	院内地区	地区名	本村地区
		事業年度	平成12年度～平成15年度	事業年度	平成3年度～平成4年度	事業年度	平成9年度～平成11年度
		計画処理面積(ha)	3.4	計画処理面積(ha)	3.8	計画処理面積(ha)	20.6
		計画処理人口(人)	230	計画処理人口(人)	160	計画処理人口(人)	534
		計画汚水量(m ³ /日)	62.1	計画汚水量(m ³ /日)	43	計画汚水量(m ³ /日)	145.8
		処理区域内人口(人)	226	処理区域内人口(人)	112	処理区域内人口(人)	485
		水洗化人口(人)	67	水洗化人口(人)	84	水洗化人口(人)	396
		普及率(%)	3.5	普及率(%)	75	普及率(%)	82
		水洗化率(%)	29.7	水洗化率(%)	75	水洗化率(%)	82
		処理施設	田野々地区農業集落排水処理施設	処理施設	院内処理施設	処理施設	本村処理施設
		供用開始	平成16年度	供用開始	平成5年度	供用開始	平成12年度
		敷地面積(m ²)	1,347	敷地面積(m ²)	735	敷地面積(m ²)	139.9
		排除方式	分流式	排除方式	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	排除方式	回分式活性汚泥方式
		処理方法	高度処理 連続流入間欠ばっ気方式	処理方法	嫌気性ろ床併用接触ばっ気方式	処理方法	回分式活性汚泥方式
				ポンプ施設	マンホールポンプ 1箇所		

調整方針(案) 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。

区分 観音寺市 大野原町 豊浜町

施設建設計画	_____	地区名 紀伊地区 事業年度 平成18年度 ~ 平成22年度 計画処理面積(ha) 37.5 計画処理人口(人) 1,000人 300戸	地区名 豊浜和田地区 事業年度 平成18年度 ~ 平成23年度 計画処理面積(ha) 32 計画処理人口(人) 1,300人 400戸																												
	_____	地区名 豊浜箕浦地区 事業年度 平成23年度 ~ 平成26年度 計画処理面積(ha) 7.4 計画処理人口(人) 320人 100戸																													
	受益者負担	_____	_____																												
	使用料金	_____	_____																												
農業集落排水会計	_____	<p>新規加入者</p> <p>1公共枡 150,000 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3 ~ 4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7 ~ 9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象人員の基準は4月1日の住民基本台帳による。</p> <p>大野原町農業集落排水事業特別会計</p> <p>14年度決算(単位:千円)</p> <p>_____</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3 ~ 4人	3,000円	5 ~ 6人	3,500円	7 ~ 9人	4,000円	10 ~ 19人	7,000円	20人以上	10,000円	<p>新規加入者</p> <p>1公共枡 150,000 円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人員</th> <th>使用料(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2人以下</td> <td>2,500円</td> </tr> <tr> <td>3 ~ 4人</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>5 ~ 6人</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>7 ~ 9人</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>10 ~ 19人</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>20人以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>豊浜町農業集落排水事業特別会計</p> <p>14年度決算(単位:千円)</p> <p>歳入 19,955千円 歳出 17,890千円</p>	人員	使用料(月額)	2人以下	2,500円	3 ~ 4人	3,000円	5 ~ 6人	3,500円	7 ~ 9人	4,000円	10 ~ 19人	7,000円	20人以上	10,000円
人員	使用料(月額)																														
2人以下	2,500円																														
3 ~ 4人	3,000円																														
5 ~ 6人	3,500円																														
7 ~ 9人	4,000円																														
10 ~ 19人	7,000円																														
20人以上	10,000円																														
人員	使用料(月額)																														
2人以下	2,500円																														
3 ~ 4人	3,000円																														
5 ~ 6人	3,500円																														
7 ~ 9人	4,000円																														
10 ~ 19人	7,000円																														
20人以上	10,000円																														

協定項目番号	23-16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	産業経済部会	担当分科会名	農林水産分科会
調整方針(案)	4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。						
区分	観音寺市	大野原町	豊浜町				
排水設備工事関係	_____	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(大野原町指定業者) 2. 大野原町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (田野々地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共枿までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(大野原町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、大野原町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>	<p>住民の方より使用申し込みがあれば次の設置要領により許可する。</p> <p>農業集落排水処理施設の設置要領</p> <p>(供用開始方法)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 施工業者の選定(豊浜町指定業者) 2. 豊浜町に対して確認申請書の提出 3. 町より確認検査あり 4. 合格した者は、排水施設整備工事の着手届を提出する。 5. 工事が完成した者は、5日以内に完成届を提出する。 6. 施設の使用を開始するものは、施設の使用開始届を提出する。 <p>(料金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新規加入者については、加入金を納付する。 (本村地区:150,000円) 2. 事業完了後の新規加入者及び増設者については、本管より公共枿までの工事費は全額自己負担とする。 3. 使用料については、処理施設の設置に関する条例第20条による。 金額の基準は、4月1日現在の住民基本台帳による世帯人数とする。 4. 使用料の徴収は、納入通知書等により毎月徴収する。 <p>(改造資金について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 農林金融公庫等による借り入れが可能 <p>(豊浜町指定業者について)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事施工業者は、豊浜町の指定する業者とする。 (指定業者認可証発行) <p>業者等を指定したいときは、業者より指定業者認可申請書を提出していただくこと。</p>				

調整方針(案) 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

区分	観音寺市	大野原町	豊浜町
----	------	------	-----

合併浄化槽設置
整備補助
事業費
槽業資金

人槽区分	補助限度額
5人槽	354,000円
6～7人槽	411,000円
8～50人槽	519,000円

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8～9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	1,854,000円
21～30人槽	3,296,000円
31～50人槽	4,326,000円

人槽区分	補助限度額
5人槽	450,000円
6人槽	550,000円
7人槽	650,000円
8人槽	824,000円
9人槽	824,000円
10人槽	900,000円
11～20人槽	981,000円
21～30人槽	1,668,000円
31～50人槽	2,238,000円

設置実績

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	62	-	93	-	10	12	1	2	180
15年度	80	-	88	-	7	4	-	2	181
合計	142	-	181	-	17	16	1	4	361

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	33	-	69	-	3	-	-	-	105
15年度	31	-	76	-	5	-	-	-	112
合計	64	-	145	-	8	-	-	-	217

年度・人槽	5人	6人	7人	8人	10人	11～	21～	31～	計
14年度	21	-	27	-	1	-	1	-	50
15年度	23	-	30	-	3	1	-	-	57
合計	44	-	57	-	4	1	1	-	107

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

関係法令

水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律(抜粋)

(目的)

第一条 この法律は、水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「水道事業者」とは、水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第六条第一項の規程による認可を受けて同法第三条第二項に規定する水道事業(同条第五項に規定する水道用水供給事業者により供給される水道水のみをその用に供するものを除く。)を営業者及び同条第五項に規定する水道用水供給事業者をいう。

2 この法律において「水道原水」とは、水道事業者が河川から取水施設により取り入れた前項の水道事業又は、水道用水供給事業(水道法第三条第四項に規定する水道用水供給事業をいう。第十四条第二項において同じ。)のための原水をいう。

3 この法律において「取水地点」とは、水道原水に係る取水施設が設置されている地点をいう。

4 この法律において「水道原水水質保全事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 下水道法(昭和三十二年法律第七十九号)第二条第二号に規定する下水道の整備に関する事業

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和三十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設(市町村が同法第六条の二第一項の規定によりし尿雑排水(工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。)の処理を行うために設置するものであって、し尿及び雑排水を管渠によって収集するものに限る。)の整備に関する事業

三 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第二条第一項に規定する浄化槽(次号において「浄化槽」という。)であって、し尿及び雑排水を集合して処理するものの整備に関する事業

四 浄化槽であって、し尿及び雑排水を各戸ごと(共同住宅にあっては、各共同住宅ごと)に処理するものの整備に関する事業

五 畜産農業の用に供する施設の整備に関する事業のうち、家畜のふん尿を堆肥その他の肥料とするための施設の整備に関する事業

(地方公共団体が行うものに限る。)

六 水道法第三条第一項に規定する水道の用に供する土地に隣接する土地であって、水道原水の水質の保全のために重要なものの取得に関する事業
(地方公共団体が
行うものに限る。)

七 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)第二条第二項第一項に掲げる河川に関する事業のうち、しゅんせつ事業、導水事業その他の水道原水の水質の保全に資するもの(以下「河川水道原水水質保全事業」という。)

八 その他水道原水の水質の保全に資する事業であって、政令で定めるもの

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

関係法令

下水道法(抜粋)

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道、流域下水道及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もつて都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資することを目的とする。

第2章 公共下水道

(管理)

第3条 公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理は、市町村が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県は、2以上の市町村が受益し、かつ、関係市町村のみでは設置することが困難であると認められる場合においては、関係市町村と協議して、当該公共下水道の設置、改築、修繕、維持その他の管理を行うことができる。この場合において、関係市町村が協議に応じようとするときは、あらかじめその議会の議決を経なければならない。

(事業計画の認可)

第4条 前条の規定により公共下水道を管理する者(以下「公共下水道管理者」という。)は、公共下水道を設置しようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、事業計画を定め、国土交通大臣(政令で定める事業計画にあっては、都道府県知事。第6条において同じ。)の認可を受けなければならない。認可を受けた事業計画の変更(政令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。

(事業計画に定めるべき事項)

第5条 前条第1項の事業計画においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 排水施設(これを補完する施設を含む。)の配置、構造及び能力並びに予定処理区域
- 二 終末処理場の配置、構造及び能力又は流域下水道と接続する位置
- 三 終末処理場以外の処理施設(これを補完する施設を含む。)を設ける場合には、その配置、構造及び能力
- 四 工事の着手及び完成の予定年月日

2 前項の事業計画の記載方法その他の記載に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

(水洗便所への改造義務等)

第11条の3 処理区域内においてくみ取便所が設けられている建築物を所有する者は、当該処理区域についての第9条第2項において準用する同条第1項の規定により公示された下水の処理を開始すべき日から3年以内に、その便所を水洗便所(污水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。)に改造しなければならない。

2 建築基準法第31条第1項の規定に違反している便所が設けられている建築物の所有者については、前項の規定は、適用はない。

3 公共下水道管理者は、第1項の規定に違反している者に対し、相当の期間を定めて、当該くみ取便所を水洗便所に改造すべきことを命ずることができる。ただし、当該建築物が近く除却され、又は移転される予定のものである場合、水洗便所への改造に必要な資金の調達が困難な事情がある場合等当該くみ取便所を改造していないことについて相当の理由があると認められる場合は、この限りでない。

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

- 4 第1項の期限後に同項の違反に係る建築物の所有権を取得した者に対しても、前項と同様とする。
- 5 市町村は、くみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融資又はそのあつせん、その改造に関し利害関係を有する者との間に紛争が生じた場合における和解の仲介その他の援助に努めるものとする。
- 6 国は、市町村が前項の資金の融資を行う場合には、これに必要な資金の融資又はそのあつせんに努めるものとする。

(使用料)

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

2 使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

3 公害防止事業費事業者負担法(昭和45年法律第133号)の規定に基づき事業者がその設置の費用の一部を負担した公共下水道について当該事業者及びその他の事業者から徴収する使用料は、政令で定める基準に従い、当該事業者が同法の規定に基づいてした費用の負担を勘案して定めなければならない。

協定項目番号	23 - 16	合併協定項目	各種事務事業(下水道等事業関係)の取扱いについて	担当部会名	上下水道部会	担当分科会名	下水道分科会
--------	---------	--------	--------------------------	-------	--------	--------	--------

先進地事例

団体名	合併期日	調整方針
東かがわ市 (香川県)	H15.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道分担金については、白鳥町の例によるものとする。 2 下水道使用料については、合併時に上水道家庭用の使用料に統一する。合併処理浄化槽設置整備事業については、大内町の例により調整する。
四国中央市 (愛媛県)	H16.4.1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道事業については、新市において、全体計画、事業認可の見直しを行う。 ・ 下水道受益者負担金については、負担金の積算方法及び合併前に賦課した地区にかかる負担金額は、それぞれ現行のとおりとする。合併後に賦課する負担金にかかる徴収方法、納期は基本的に伊予三島市の例による。 ・ 下水道使用料については、基本的に伊予三島市の例による。
西予市 (愛媛県)	H16.4.1	<ol style="list-style-type: none"> 1 公共下水道事業については、次のとおり取り扱うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事分担金、接続奨励金及び使用料については、当面は住民周知の額とし、合併後随時調整する。 (2) 利子補給制度について当面は住民周知の内容とし、新規事業については、合併後調整する。 2 農業集落排水については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
江田島市 (広島県)	H16.11.1	<p>下水道事業(農業集落排水を含む)の取扱いについては、現行のとおり引き継ぎ、新市において、住民サービスの低下にならないように次のことについて調整を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下水道負担金及び分担金については、新市において負担金統一の基本的方針を定め、新負担金等を設定する。ただし、当分の間江田島町、能美町、沖美町の例とする。 2 下水道使用料については、各町に相違がないため、現行のとおり実施する。 3 利子補給及び便所改造資金の助成については、調整し、実施する。 4 小型合併浄化槽の助成制度については、能美町の例により、新市において調整する。
丸亀市・綾歌町 ・飯山町 合併協議会 (丸亀市)	H17.3.22	<ol style="list-style-type: none"> 1 丸亀市の単独公共下水事業並びに綾歌町の大東川流域関連特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業並びに飯山町の大東川流域関連特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水施設整備事業については、下水道事業としてそれぞれ現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 2 下水道使用料については、別紙のとおり合併時に統一する。 3 下水道受益者負担金、分担金については、平成19年度まで原則として現行のとおりとする。 4 下水道ポンプ設備設置補助金については、飯山町の例を参考に調整する。 5 生活扶助世帯への下水道排水設備工事補助金については、飯山町の例を参考に調整する。 6 浄化槽の雨水貯留施設改造助成金については、飯山町の例を参考に調整する。 7 水洗便所改造資金融資あつせん及び利子補給については、合併時に統一する。